

月5日から児童福祉週間 月11日まで

兒童憲章制定一周年

兒童憲章とは

在年の五月五日と、日本の歩兵たるの連隊を約
莫大な何にするのであるが。實に兎頭連隊
束する軍團は兎頭連隊が實現されずした。今
は起らるが爲として連隊に連ぐる由に標であら
平和や独立の争ひの中兎頭連隊制定周年を
祝えだした。『ハルクの日』であつたら眞に
嬉しいむかしの連隊と申し上げる次第であ
つた。

兎頭連隊は起らるが大隊を双頭に据て兎頭
と名づけた連隊であつて、これが連隊の裏原義で、思ふが如く。
あらゆるが如くかば、一たもつて起らるの日

配 置 は く し て 會 ま る 一 本 文

児童は人よりて尊ばれる
總則 会の一員となつて、人
獻する。又しなければ成

の本義から成ら立つてゐるまし
「たゞ、児童は人としての資質
が「むだなどり」であつて、すべ
ての子供を人として育むひつりの
人格として、これを養育するより
にして行きた。又教かねばなら
なことじうのが、第一の精神なの
であるが。

第二には「児童は社会の「員」と
して、重んぜられる。」とあります
。これは第一の児童が人として
おなじくして社会に接続して
社会の「員」として、重んぜられる
けれども、ここにどうりだつた
のである。社会の「員」として
おなじくして社会に接続して
社会の「員」として、重んぜられる
けれども、ここにどうりだつた
のである。社会の「員」として
おなじくして社会に接続して
社会の「員」として、重んぜられる
けれども、ここにどうりだつた
のである。社会の「員」として
おなじくして社会に接続して
社会の「員」として、重んぜられる
けれども、ここにどうりだつた
のである。

第三は「やぐべ児童が、よく振
舞ひや慣りのよい」などいふや
うのほか、「子供顔になつて、おな
じく重んでゐるところのいふのは
であつた。

馬鹿は「やぐべ児童が、よく振
舞ひや慣りのよい」などいふや
うのほか、「子供顔になつて、おな
じく重んでゐるところのいふのは
であつた。

、兎薙は身を

すべての児童は、身心ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障され、すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかかる環境が与えられる。

III. すべての児童は、適切な栄養と住居と衣服が与えられ、また疾病と灾害からまもられる。「栄養」が児童の健全な発育の根本であることは明らかであるません。

殊に食糧が絶対的に不足している国など、特に重要な問題であります。

終戦後方よりオランダ資金による学校建設がなされたのであるが、社会がまだ十分に施設を用意されないのである。これは教育の機会均等のためである。これが未だ至らぬもので、貧困のために教育をうけられない児童が多いためである。これらの原因と同じく家庭環境が悪化したのであるが、社会に不満がある人がまだきて

成 人	小 子
鬼 童	新 し よう
童 童	+11. おぐく
の見聞は、体が不 適な場合のほかには いた適切な治療に よつて結ばれ 人類の平和と文 明にむねいかれる ことは鬼童童	の見聞は、体が不 適な場合の中には いた適切な治療に よつて結ばれ 人類の平和と文 明にむねいかれる ことは鬼童童
おら、また「精神 格差常児などが含 んでおらずて問題のこと は心療教育して 語じておるのであ ります。	おら、「精神 格差常児などが含 んでおらずて問題のこと は心療教育して 語じておるのであ ります。

児童の本 と読物	児童研究会 B六 一〇〇円	金子書房 第一回
児童は感と動かし より國民として 文化を貢献するよう	児童研究会とは児童は新しい文化 の創造者であると同時にその手本 も生れながらとして愛され保護され 教育され生活する権利、いわば	児童は感と動かし より國民として 文化を貢献するよう
育つじめくらで ねた國家の一員に つようして育てられ 頑張るのためこそ	基本の人権をもつており、その児 童のもつべき権利と地位をそん なしてこれをどうしたる健康に 心美しい、自由個性、文化的且つ あらわせたい事が出来るかと いふにいたりして、眞實ががえて 書て表はすれば字体が美しく育 成するための国民的相談または、 約束を立つつかの条文を書き表は したものであつま。かくいふ児 童憲法は法律ではあります。し	育つじめくらで ねた國家の一員に つようして育てられ 頑張るのためこそ
世界の平和と文化 とを立つたもので みらかなければ ひとまめにだした じて説明して參り め	世界の平和と文化 とを立つたもので みらかなければ ひとまめにだした じて説明して參り め	世界の平和と文化 とを立つたもので みらかなければ ひとまめにだした じて説明して參り め

「児童の心を養ふる事をのみに」といふ
わせを」、児童福祉法が生れ、
かの年より四年半、じつじたば
事の譲和交渉の日を経て、平和と
豊かな子供「ひのまるの日」を歴史
あるじいを樹立慶祝に着手する
次第であります。由すまでもね
り、児童はよりよき明日への希望であ
り、民族の進歩のゆゑにそなへる國の
中と連れてこます。児童の生長が
適切であるか否かにつけども、その
國の将来が決定されるところであり
らしく決してあらずまい。私達
大人は「ひのまるの日」を期して児
童の健全なる発育を祈禱するのみ
でなく、より優やかに育成されぐぐ
内に深く反省し、又より健全な施
策を講じなければならぬと痛感

兒童福利施設制度の整々たる
整備がなれてきたことに感謝に盡じて、こんなものにておられぬ。しなま
くしておらぬが、終しに因襲
童の不良化、犯罪化のおも育つて、のが、大人の見習いに対する不満とし
現裏を見て、いまの兒童は變じて、あらうで昭和五年五月五日は國慶日
はずの少年時代を七十年の歴史たるは、わが兒童がん輩であつた。れたがの兒童がん輩であつた。れど我々
むかわる美しい祖国の代りに砂児童は民族の兒童にならぬが、
や埃に染みた汚れた現裏を、綠のカントン領し得べき國體であり理
事長 藤 範 晃 謹

牧場の代りに荒野が沙漠を守へる
種子はねばねはねのこゝ處から
ねじるのではあるまいと懸念
者であるのじつあります。この事から、兒童がまだ、その
児童は申すに及ばず、かく、そん輩を主張すべき当然の権利を
ての兒童の福音達成につけて多く持つますが、兒童は大人と區別して
人々が關心を持つ、これらは、心身ともに癡弱であるため、本
施策が行われて来ました。そして、部分的の特別の保護が必要である
福祉施設の根本問題、兒童のあり、るため、兒童がん輩が單なる問題
基本的人格づけの國民の質、即ち人間だかられた點に鑑みると、
難解なる事は、國民が、人間としての運営は、人間としての運営は、
したがふせば、社會の保護を
して紹介していくのである。四分の半ばは「所詮」としてやる
「この日の」を題して眞理の重しますが、他の半ばは「即ち」も頭にこぼらしめる偏諱は、
皆が大いに喜ぶに躍らしこそいが、いふじてやうやく語られた考え方を持つ
家としてではなく、社會の保護を、他人への手助け、よりアリテム
としての社会的な権利を、国際としての社会的な権利を、國家が保
有するかのうらうら語られた考え方を持つ
人多さによると思われます。
人間としての運営は、所詮としてやる
眞理の重しますが、他の半ばは「即ち」も頭にこぼらしめる偏諱は、
皆が大いに喜ぶに躍らしこそいが、いふじてやうやく語られた考え方を持つ
家としてではなく、社會の保護を、他人への手助け、よりアリテム
としての社会的な権利を、国際としての社会的な権利を、國家が保
有するかのうらうら語られた考え方を持つ
人多さによると思われます。
しかし、國は眞理ではなくが心のせうじで、神が云ひに由れば、が心のせうじで、
眞理の重しますが、他の半ばは「即ち」も頭にこぼらしめる偏諱は、
皆が大いに喜ぶに躍らしこそいが、いふじてやうやく語られた考え方を持つ
家としてではなく、社會の保護を、他人への手助け、よりアリテム
としての社会的な権利を、国際としての社会的な権利を、國家が保
有するかのうらうら語られた考え方を持つ
人多さによると思われます。

四、すぐれた児童は、個性の開拓をめざす
力を感じた教育され、社会のいじめ
としての責任を自主的に果すのみ
であつたのです。

すぐれた児童の教育又は心がゆく
つらじて根本的な考え方を規定した
ものがあつたのです。

じつは、それが個性があるも
のの特徴があるのであつたので、
その特徴を窺見し、のせじやる
のが、私達大人の立場である。
もしもやうだらうだらうであつます
といひで個性を生かす、特徴を
伸ばすよりよりもそれの大企業に
会社の眞面目な感覚をもつて、
人一人で生きていらねばは
い、社会的状況と生活しなければ
いはならぬ、そのためだ、何とい
うか社会の眞面目な感覚をもつ
て、教育を受ける機会が生むわざの

七、すぐれた児童は職業指導
取扱の機会が与へられる。
したゞいで職業団だつたわれ
個性と、能力を感じた教育をする
ことは、然る難儀つづいたのである
あります。しかし、上の著やく
家庭の部など児童の職業を考
定し、これを強調するのではなく
おありでほらはなづらうが、
はじめて職業指導といはれて
能力を感じて適切な職業を選び
これをうなづくとしたる家庭を
してゐるところが、
ハ、すぐれた児童は、その労
働によって心身の経験が豊富な
教育を受ける機会が生むわざの
児童としての生活がさまたげに
ならないと、十分に保護される
ことがあります。

これは児童がその労働のために
その心身の経験がそこはねれた
教育を受ける機会が生むわざの

はあります。しかしの憲章に規定してゐる以上、法律を超えた道徳上の責任であるとして、本來善なる性を持つ人間はむしろ守らなければならぬといふばかりであります。

だから適用如何によらず、この憲章は、法律は無論のこと憲法以上の権威をもつて国民を規制することが出来るのであります。

どうか国民の皆様には憲章の趣旨をよく理解下され本憲章を真に意義あるものに教じたるものであります。

民生部長 藤範晃

「この人の田」が頭で問題の重いが、他の手話を「田」の問題にこだわるの問題で、児童欄では「田」の問題にこだわるの問題は児童欄で章題文に述べられており、「耕は日本には田ばかりが心の中に大入達が出来し児童欄を確立は持つてゐる人が日本人にはどうしてむかひはなはうといふのである。外され。児童は必ず出立し農業をしてのものは農業は家庭をはじめに田の問題をやめなればがみんなに問題を抱いたりたる傾向」と述べてゐる。そこで、児童欄では「田」の問題をやめなればがみんなに問題を抱いたりたる傾向」と述べてゐる。そこで、児童欄では「田」の問題をやめなればがみんなに問題を抱いたりたる傾向」と述べてゐる。

中央児童福祉審議会推薦図書										対象	
	書名	著者	規格	選行所	小	小	中	中	小	花の園咲	十人の美術家
成人											
児童と読物	太陽と星の下 新しよ詩の本	丸山 藤 小川 未明	高野 好夫 正二 B六	中山 好夫 B六 一〇〇円	中野 好夫 B六 一〇〇円	十人の美術家					
児童研究会	鬼童と魔の下	今井 審次郎	竹山 道雄 ロブ・ローン ティンク 新醫	井戸 正二 B六	高野 好夫 B六 一〇〇円	花の園咲	十人の美術家				
B六	A五	A五	新醫	新醫	新醫						
二〇〇円	一五〇円	一三〇円	一八〇円	一九〇円	一九〇円	高野 好夫 新潮社	新潮社	新潮社	新潮社	牧書店 新潮社	
金子書店	筑摩書房	あかね	泰光社	岩波書店	岩波書店						

